

各 位

趣 意 書

昭和薬科大学は、昭和5年、各種学校から専門学校への昇格を志した女子生徒たちを中心に、教師、篤志家、父母らの手によって創設され、以来、オーナー創立者のいない自由闊達で家族的な校風のもと、1万7千名を超す卒業生を世に送り出してきました。

平成18年度から社会の要請に応えるべく6年制教育へと移行し、平成24年3月に6年制で最初の卒業生が巣立っていきました。その間、平成18年に学内モデル薬局・モデル病室を設置し、平成21年には6年制カリキュラムに対応した第2講義棟を竣工、さらに5ヶ月に及ぶ病院・薬局実務実習先として聖マリアンナ医科大学病院をはじめ、40を超える病院と提携するなど、伝統の薬学教育を基盤に、医療薬学のさらなる充実を図って参りました。また、平成22年度には創薬研究に特化した大学院修士課程薬科学専攻を、平成24年度には6年制薬学部を基礎とする、創薬研究から臨床研究までを包括した高度な研究を行う大学院博士課程薬学専攻を開設、令和2年度には創立90周年を迎えることができ、名門薬科大学に相応しい発展を遂げています。

一方で、本学が世田谷から町田キャンパスに移転して30年が経過し、施設の老朽化対策や、日々進歩する情報化社会への対応など、今後も多額の資金を必要とする事業が想定されます。しかし、昨今の18歳人口の減少や、規制緩和による大学間競争の激化、公的補助金の減少など、本学を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増してきております。

そのため、昭和薬科大学では例年、「昭和薬科大学の教育・研究施設設備の充実」のための寄附を募り、広く関係各位に資金のご支援をお願いしております。

本学には、いつの時代も家族的な校風のもと、自助努力で困難を乗り越え、母校の発展を支えてきた歴史があります。こうした他大学に例を見ない校風を受け継ぐとともに、昭和薬科大学の更なる発展を目指す募金の趣旨をご理解いただき、金額の多寡に関わらず、一人でも多くの方々にご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

令和3年3月

学校法人 昭和薬科大学

理事長 元 木 和 幸

昭和薬科大学

学 長 山 本 恵 子

昭和薬科大学教育充実資金寄附金募集要項

1. 名称 「昭和薬科大学教育充実資金寄附金」
※この寄附金は任意のものであり、入学を条件としたものではありません。
2. 目的 昭和薬科大学薬学部の教育・研究施設設備充実のため
3. 目標額 50,000,000円
4. 金額 一口 30,000円（金額に関わらず有難くお受けいたします）
5. 募集期間 令和3年3月～令和4年2月
6. 申込方法 同封の払込用紙に必要事項を記入の上、最寄りの銀行または郵便局よりお振込み下さい。
尚、みずほ銀行本・支店またはゆうちょ銀行・郵便局からのお振込みにつきましては、手数料が無料となっております。
令和4年2月より同封の払込用紙を利用すると、ゆうちょ銀行・郵便局からのお振込みにつきましては引き続き振込手数料は無料となりますが、みずほ銀行本・支店からの振込手数料は有料となる予定です。

7. 免税措置

【個人の皆さま】

所得税について

平成23年度の税制改正に伴い、既存の「所得控除制度」に加え、新たに「税額控除制度」が導入され、寄附者がいずれかを選択できるようになりました。(1)の税額控除を選択した場合、所得税率に関係なく所得税額から直接控除されるため、(2)の所得控除と比較してほとんどのご寄附について減税効果が大きくなります。(2)は所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

(1)税額控除 (寄附金額 - 2千円) × 40% = **所得税控除額** (所得税額の25%が限度)

(2)所得控除 寄附金額 - 2千円 = **所得控除額**

いずれも年間の合計寄附金額が年間総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

個人住民税について

都道府県又は市区町村が条例で指定した団体に対して、2千円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から税額控除することができます。

(本学を条例指定している地方公共団体：東京都、町田市)

(寄附金額^{※1} - 2千円) × 住民税控除率^{※2} = **住民税控除額**

※1 控除対象となる寄附金額はご寄附された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※2 都道府県が指定した寄附金…4%、市区町村が指定した寄附金…6%、都道府県と市区町村の双方が指定した寄附金…10%

ご寄附いただいた年の翌年1月1日のご住所の都道府県・市区町村の条例指定が必要となります。お住まいの各自治体へお問い合わせ下さい。

8. 控除手続

所得税と住民税双方から寄附金控除を受けるには所轄の税務署にて確定申告が必要です。確定申告の手続には、本学発行の「寄附金領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)・税額控除に係る証明書(写)」が必要となります。所得税の確定申告をせず、住民税の寄附金税額控除のみの適用を受ける場合はお住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

【法人の皆さま】

法人による寄附の場合、特定公益増進法人に対する寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金算入することが可能です。

9. 新入生の皆さま

ご入学になられた年の寄附金につきましては、「学校の入学にかかわる寄附金」とみなされ、寄附金控除の対象から除外されます。(入学願書受付の開始日から入学が決定された年の年末迄の期間内に納入したものをいう。)

10. お問い合わせ先

〒194-8543 東京都町田市東玉川学園 3-3165

昭和薬科大学 募金事務室 (総務課内)

電話 042-721-1505 (総務課直通) 042-721-1511 (代表)